

候へ、手をはなれていかでか取侍べき、他人ぞ盗てをきて侍らんと陳じければ、まことに申所理なりと沙汰有けれども、ぬすまれたる者の訴訟つよくて、大理の門前に召出して内問有けり、相論事ゆかざりけるに、別當謀をめぐらして、此腰居申所不便也、たゞ此釜をば腰居にとらすべしと仰下したりければ、腰居悦びて、かしらにうちかつぎていざり出けるをみて、實犯なりけり、かたわの身なれども、かくしてぬすみてけるとさとりて、科にをこなはれけり、ゆゝしかりけるはかりごと也。

〔雲澤雜誌〕ひとりの甕を車に載せて、十三四歳の子とおぼしきが綱を肩にかけて曳き、蹙が妻とおもふ女の、幼子を背負ひ、六七歳なる子の手を引きて、道路に食を乞ひぬるを見て、ある人予○柳澤にいひけるは、かく乞食の分際として、多くの子をまうけ引つれてよわたりすること、せん方なきものなるべしと笑ふに、予おもへらく、よはさまさまの草の露、うつせばうつるいろいろなれど、よにある人の、親子、兄弟、夫婦の中に、へだてありて、國所を別にして、住居する輩にくらべては、たとひ乞食してなりとも、互にむつまじく、此乞食が如くありたきものなり、おもふに、車をひける子は孝子なり、子を負ひし妻は、貞婦ともいふべしといへば、その人笑をとめぬ、

〔漫遊雜記上〕痿。蹙。初發、其人無微毒、暨瘀血之諸症、而其心下痞、鞭弦急者、多是氣疾也、須用吐法、後長服瀉心之方。

行遲

〔醫心方 二十五〕治小兒數歲不行方第九十九

病源論云、小兒生自變蒸、至於能語、隨日數、血脈骨節備成、其臑骨成則能行、骨是髓之所養、若稟生氣不足者、即髓不強、故其骨不即成、而數歲不能行也。

〔萬安方 四十〕行遲 チツクアリクナリ

〔倭名類聚抄 三〕指 唐韻云、指、言反、和名由比、俗云於與比、 手指也、勅反、和名於比、乃萬太、 指間也。

手足指